

子育て健康課よりお知らせ!!

特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ③ 特別児童扶養手当認定診断書

※身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。

- ④ 振込先口座申出書
 - ⑤ その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）
- 印鑑を持参してください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 手当の額

区 分	児童1人のとき
1級該当児童1人につき	月額50,550円
2級該当児童1人につき	月額33,670円